

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
5月1日
(火曜日)

目次

告示

農地法第三条第二項第五号及び第六条第一項第二号に規定する面積に代わるべき面積の設定に関する告示の一部改正(農業経営課)……………一

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)……………三

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)……………四

道路の位置の指定(建築指導課)……………四

公告

契約の締結(税務課)……………五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………五

県営田尻地区ほ場整備事業(田尻換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………七

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………七

雑報

県報の正誤(平成十六年四月十六日山口県告示第二百三十号ほか一件)……………七

山口県告示第二百二十六号

農地法第三条第二項第五号及び第六条第一項第二号に規定する面積に代わるべき面積の設定に関する告示(昭和四十五年山口県告示第九百八十八号)の一部を次のように改正する。



平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関成

一 農地法第三条第二項第五号に規定する面積に代わるべき面積に関する部分を次のように改める。

一 農地法第三条第二項第五号に規定する面積に代わるべき面積

市町 大字 名(町 名) 面積

下関市 蓋井島 一〇三〇

豊田町大字阿座上、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字稲光、豊田町大字今出、豊田町大字浮石、豊田町大字宇内、豊田町大字江良、豊田町大字大河内、豊田町大字城戸、豊田町大字金道、豊田町大字佐野、豊田町大字地吉、豊田町大字鷹子、豊田町大字高山、豊田町大字手洗、豊田町大字殿居、豊田町大字殿敷、豊田町大字中村、豊田町大字橋原、豊田町大字西市、豊田町大字長野、豊田町大字庭田、豊田町大字萩原、豊田町大字東長野、豊田町大字野、豊田町大字李路子、豊田町大字八道及び豊田町大字矢田

下松市 柱島、美川町小川、美川町四馬神、美川町添谷、美川町南桑及び美川町根笠

岩国市 油谷川尻、油谷向津具上及び油谷向津具下

光市 大島、大津島及び給島(「大島大津島給島地区」という。)

長門市 前記の地区以外の地区

柳井市 青葉台、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、北竜王町、共和台、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新栄一丁目、新栄二丁目、新栄三丁目、新栄四丁目、新栄五丁目、新栄六丁目、新栄七丁目、新栄八丁目、新栄九丁目、新栄十丁目、新栄十一丁目、新栄十二丁目、新栄十三丁目、新栄十四丁目、新栄十五丁目、新栄十六丁目、新栄十七丁目、新栄十八丁目、新栄十九丁目、新栄二十丁目、新栄二十一丁目、新栄二十二丁目、新栄二十三丁目、新栄二十四丁目、新栄二十五丁目、新栄二十六丁目、新栄二十七丁目、新栄二十八丁目、新栄二十九丁目、新栄三十丁目、新栄三十一丁目、新栄三十二丁目、新栄三十三丁目、新栄三十四丁目、新栄三十五丁目、新栄三十六丁目、新栄三十七丁目、新栄三十八丁目、新栄三十九丁目、新栄四十丁目、新栄四十一丁目、新栄四十二丁目、新栄四十三丁目、新栄四十四丁目、新栄四十五丁目、新栄四十六丁目、新栄四十七丁目、新栄四十八丁目、新栄四十九丁目、新栄五十丁目、新栄五十一丁目、新栄五十二丁目、新栄五十三丁目、新栄五十四丁目、新栄五十五丁目、新栄五十六丁目、新栄五十七丁目、新栄五十八丁目、新栄五十九丁目、新栄六十丁目、新栄六十一丁目、新栄六十二丁目、新栄六十三丁目、新栄六十四丁目、新栄六十五丁目、新栄六十六丁目、新栄六十七丁目、新栄六十八丁目、新栄六十九丁目、新栄七十丁目、新栄七十一丁目、新栄七十二丁目、新栄七十三丁目、新栄七十四丁目、新栄七十五丁目、新栄七十六丁目、新栄七十七丁目、新栄七十八丁目、新栄七十九丁目、新栄八十丁目、新栄八十一丁目、新栄八十二丁目、新栄八十三丁目、新栄八十四丁目、新栄八十五丁目、新栄八十六丁目、新栄八十七丁目、新栄八十八丁目、新栄八十九丁目、新栄九十丁目、新栄九十一丁目、新栄九十二丁目、新栄九十三丁目、新栄九十四丁目、新栄九十五丁目、新栄九十六丁目、新栄九十七丁目、新栄九十八丁目、新栄九十九丁目、新栄百丁目

周南市 大島、大津島及び給島(「大島大津島給島地区」という。)

山陽小野田市 前記の地区以外の地区

山陽小野田市	前記の地区以外の地区 津布田、埴生及び福田（「埴生地区」という。）	八〇
〃	厚狭、鴨庄、郡、山川及び山野井（「厚狭地区」という。）	七〇
〃	前記の地区以外の地区	五〇
由宇町		五〇
玖珂町		五〇
本郷村		六〇
周東町	田尻、中山、用田、上久原、下久原、川上及び明見谷（「高森地区」という。）	七〇
〃	祖生（「祖生地区」という。）	五〇
〃	前記の地区以外の地区	六〇
錦町		五〇
大島町		五〇
美川町		五〇
美和町		五〇
佐波郡		五〇
徳地町	深谷、小古祖、堀、伊賀地、岸見、柚木及び野谷（「出雲柚野地区」という。）	五〇
〃	前記の地区以外の地区	六〇
吉敷郡		五〇
秋穂町		八〇
小郡町		八〇
阿知須町		八〇
厚狭郡		八〇
山陽町	埴生、津布田及び福田（「埴生地区」という。）	八〇
〃	前記の地区以外の地区	七〇
豊浦郡		八〇
菊川町		八〇
豊田町		八〇
豊浦町	小串及び川棚（「小串川棚地区」という。）	八〇
〃	宇賀（「宇賀地区」という。）	六〇
〃	室津上及び室津下（「室津地区」という。）	五〇
〃	前記の地区以外の地区	七〇

に改め、

豊北町	粟野（「粟野地区」という。）	七〇
〃	角島及び北宇賀（「角島北宇賀地区」という。）	六〇
〃	前記の地区以外の地区	八〇
大津郡		八〇
三隅町		六〇
日置町		八〇
油谷町		八〇
川上村		五〇
田万川町	江崎（「江崎地区」という。）	六〇
〃	上田万及び下田万（「田万地区」という。）	五〇
〃	前記の地区以外の地区	七〇
〃	高佐上、高佐下及び片俣（「高俣地区」という。）	七〇
〃	前記の地区以外の地区	八〇
須佐町		六〇
旭村	佐々並（「佐々並地区」という。）	八〇
〃	前記の地区以外の地区	六〇
福栄村	紫福（「紫福地区」という。）	七〇
〃	前記の地区以外の地区	八〇

を削る。

山口県告示第二百二十七号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関成

二の一の表に次のように加える。

〃	宇部市渡辺翁記念会館	宇部市朝日町八番一号	文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された建造物の敷地
〃	四階楼	熊毛郡上関町大字室津字築出町八六八番地の一	〃

三の1の表中

四階楼	熊毛郡上関町大字室津字築出町八八番地の一	"
-----	----------------------	---

を削

り、同表に次のように加える。

河村写真館	三 山口市上堅小路一〇	"
-------	-------------	---

三の3の表中

跡 奥阿武宰判勘場	萩市大字吉部上	"
-----------	---------	---

を

跡 奥阿武宰判勘場	萩市大字吉部上	"
群 萩焼深川古窯跡	長門市深川湯本	"

に改める。

五の表中「同市大字埴生字東下久々一七二六の一地区」を「下関市と山陽小野田市と

の境界線」に、
2 岩国市一般国道一八八号との分岐点から同市錦帯橋東南詰までの間

を

- 2 岩国市南岩国町四丁目一般国道一八八号との分岐点から同市錦帯橋東南詰までの間
- 3 岩国市南岩国町五丁目一般国道一八八号との分岐点から同市藤生町三丁目一八の三六地先までの間
- 4 岩国市海士路町一丁目一般国道一八八号との分岐点から同市御庄県道岩国玖珂線との交差点までの間

に改める。

山口県告示第二百二十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の四）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月一日

一の1の表中

山口県知事 二井 関 成

"	山口防府線	山口市県道山口防府線の起点から同市大内長野一般国道二六二号との交差点までの間
---	-------	--

を

"	山口防府線	山口市県道山口防府線の起点から同市大内長野一般国道二六二号との交差点までの間
"	萩三隅線	萩市県道萩三隅線の起点から同市県道萩長門峡線との分岐点までの間

に、

"	伊佐吉部山口線	山口市嘉川字河原四三九九の一地区から同市県道伊佐吉部山口線の終点までの間
---	---------	--------------------------------------

を

"	伊佐吉部山口線	山口市嘉川字河原四三九九の一地区から同市県道伊佐吉部山口線の終点までの間
"	萩長門峡線	萩市県道萩三隅線との分岐点から同市一般国道二六二号との交差点までの間

に改

山口県告示第二百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市室積一丁目三二八〇の一五	四・〇～五・〇	五二・五	二五七・三八



(二二八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
 - 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 百八十三万千キロワット時
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成十九年三月二十七日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
 - 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
三千二百二十三万五千四百円
 - 七 入札公告日
平成十九年二月六日
 - 八 その他
 - (一) 契約担当者
岩国県税事務所長 大賀 教生
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格
- (二一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年五月一日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク今宿店
所在地 周南市新南陽通五丁目二四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の氏名	変更前	変更後
株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均
"	"	"

- 四 届出年月日
平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
平成十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク新南陽店
所在地 周南市大字富田二七六三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称
倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之
藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日
平成十九年四月十七日
五 変更年月日
平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク徳山東店
所在地 周南市松保町一七〇四の五
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
中央産業株式会社 光市中央二丁目二番一〇号 密山 海俊

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称
倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之
藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日
平成十九年四月二十日
五 変更年月日
平成十九年四月一日

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年五月一日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政

課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 丸久西岩国店
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社スーパードール 防府市戎町一丁目一〇番五号 大川 展洋
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称	業を行う者の氏名又は名称
倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之	倉重 雅之
藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日
平成十九年四月二十日
五 変更年月日
平成十九年四月一日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年五月一日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田一丁目二番一〇号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 協同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 國廣 由樹
 ベスト開発株式会社 " " " " 坪井 敏明
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日
 平成十九年四月二十日
 変更年月日
 平成十九年四月一日

(二二三) 県営田尻地区ほ場整備事業(田尻換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営田尻地区ほ場整備事業の施行に係る田尻換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
 県営田尻地区ほ場整備事業(田尻換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成十九年五月二日から同月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(二二三三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年五月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字小野田字二ノ薄笹及び字大谷
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 宇部市大字東須恵三九〇六番地の五
 株式会社きららプロパティ



正 誤
 平成十六年四月十六日山口県告示第二百三十号(農地法第三条第二項第五号及び第六条第一項第二号に規定する面積に代わるべき面積の設定に関する告示の一部改正)

ページ	段	行
二	上	左から二、九
正	誤	
う。)	七。〇	
須々万奥、須々万本郷、中須北、中須南、大潮、鹿野上、鹿野下及び鹿野中(「須々万中須鹿野地区」という。)	六。〇	
大道理、大向、小松原、安田、清尾、原、樋口、大河内、奥関屋、中村、呼坂及び巢山(「向道三丘高水勝間巢山地区」という。)	五。〇	
前記の地区以外の地区		
正		
う。)	七。〇	
須々万奥、須々万本郷、中須北、中須南、大潮、鹿野上、鹿野下及び鹿野中(「須々万中須鹿野地区」という。)		

平成十九年五月一日印刷
平成十九年五月一日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二	ページ
上	段
左から 五	行
いう。 ()	誤
いう。 ()	正

平成十六年十二月二十八日山口県告示第六百八十八号(農地法第三条第二項第五号及び第六条第一項第二号に規定する面積に代わるべき面積の設定に関する告示の一部改正)

〃〃
大道理、大向、小松原、安田、清尾、原、樋口、
大河内、奥関屋、中村、呼坂及び巢山(「向道三
丘高水勝間巢山地区」という。)
前記の地区以外の地区
〃〃
六〇〇
五〇〇